

在宅高齢者ケアサービス事業

利用会員の手引き



〒191-0031

日野市高幡 1011 日野市立福祉支援センター 2 階

社会福祉法人日野市社会福祉協議会

在宅高齢者ケアサービス事業

電話：042-591-1567

F A X : 0 4 2 - 5 9 1 - 1 5 7 3

1. 在宅高齢者ケアサービス事業とは

『ちょっと手を貸してもらえれば住み慣れた家で今までと変わらない生活が送れるのに…』

日野市社会福祉協議会では、高齢のため、今まで自分でしてきた日常の家事（掃除・洗濯・買い物・調理など）や外出などに支障が出てきた方を対象に、市民の協力者が必要なところを活動で支える会員制の住民参加型在宅福祉サービスを行っています。

※ ※ ※

「買い物に行くのはいいけれど、重いものが運べなくて…」

「具合が悪いと台所での立ち仕事や掃除が辛い」

「いつも一人でいるのでたまには話し相手が欲しい」

在宅高齢者ケアサービスでは「介護保険を申請するほどではないけれど…、こんな時ちょっと手を貸して欲しい」という皆様のご要望にお応えして、高齢者の日常生活を応援しています。

この事業は広く市民に呼びかけ、協力者を募って進める住民参加型の事業です。協力会員は、職業的なホームヘルパーとは違って、同じ市民として助け合いの精神で活動していただいている方たちです。会員相互の合意が得られれば、法や制度では対応できない活動も行っています。まずは、お気軽に相談員までご相談ください。

2. 会員制の事業です

【会員】

○利用会員

日野市にお住まいで、在宅で援助を必要とする、65歳以上の方

○協力会員

この事業の趣旨を理解し、在宅高齢者にケアサービス活動を提供する18歳以上の方

※65歳以上の協力会員の方は、一時的に日常生活に支障がある時は利用できません。

※会員登録は随時受け付けています。

【会費と登録更新】

○会費は、個人単位です。

○会費は、協力会員、利用会員とも年会費1,200円です。
(ただし、入会した年度の会費は、入会した月から当該年度末までの月数分×100円となります。)

○個々人の状況の変化に合わせた対応を図るために年1回の登録情報の更新が必要です。登録を継続する方は、年度末に更新手続きをお願いしています。更新時に年会費(1,200円)の納入をお願いします。

○年度の途中で転居などにより退会される場合も、納入していた会費は返還できません。

3. 日常生活を支援します

【活動内容】

○家事援助活動

掃除、洗濯、買い物、食事づくりなどの日常生活における家事。

○介護・介助活動

見守り、食事介助、トイレ介助・誘導、着替えの手伝い
話し相手、通院・散歩・外出の付き添いなど。

○その他

代筆・代読など、利用会員の希望や協力会員の都合を考えて、一人ひとりの希望に沿いながら活動を進めていきます。



【できない活動】

○専門の業者に依頼するような活動（大掃除や庭の手入れ、引越しなど）には対応できません。

○利用会員ご自身の日常生活の支援ですので、たとえご自宅でも自営業の手伝い（店番、貸家・貸駐車場の掃除やメンテナンスなど）や同居のご家族への活動については対象外となります。

4. 利用時間と利用料

【利用日時】

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとします。

祝日、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

【利用料と利用時間】

○利用料は1時間あたり1,000円です。

協力会員に支払う活動費は1時間1,000円です。

○活動時間は協力会員がお宅に着いた時間から、活動を終了して玄関を出るまでの時間です。

○1回の活動時間は1時間からとします。

○1時間を越えた場合は30分ごとに500円をいただきます。

○事前に連絡なく当日キャンセルをする場合、キャンセル料500円がかかります。

※ 活動中にかかる交通費は利用会員の負担とします。交通費は活動当日に利用会員・協力会員間で直接清算していただくこととなります。

5. 入会するには

入会希望の場合は、社会福祉協議会の職員（相談員）が訪問し、事業の説明をするとともに在宅高齢者ケアサービスの趣旨や注意点、事務手続きについてご説明いたします。

【入会手続きと会員登録】

- この事業の趣旨にご理解・ご賛同いただければ、利用会員として登録させていただきます。
- 入会申込書に個人情報使用同意書、口座振替依頼書を沿えてお申込ください。
- 利用会員台帳を作成します。相談員が現在の状況や健康状態についてお伺いいたします。
- 活動が必要な曜日や時間、活動内容をお聞きします。
- 入会月から年度末までの年会費を口座振替で納入ください。
- ケアサービス事業は、傷害賠償責任保険に加入しております。
- 会員証をご自宅に郵送いたします。

6. 活動の利用方法

【活動の依頼】

相談員がお話を伺い、具体的な活動日時・内容を決めます。
協力会員に連絡し、ご希望の活動が提供できる方を探します。

【活動の決定と内容の確認】

活動できる方が見つかれば、利用会員にお返事します。そのときにもう一度、活動日や内容を確認します。

【初回の紹介】

初回は相談員が協力会員と一緒に訪問し、5～10分程度の紹介後、そのまま活動に入ります。
(事前に紹介だけを行う場合もあります。)

【活動の実施】

以後は協力会員が直接ご自宅に伺い、確認した内容で活動を行います。

- ※ 活動上の注意は7ページ～12ページを参考にしてください。
- ※ 場合によってはご希望の活動に対応できる方が見つからないこともありますのでご承知おきください。

【利用料の支払い】

協力会員が活動終了後、活動報告書をお見せします。日時や時間を確認して確認印を押印ください。その書類に基づき、翌月に口座振替により利用料をお支払いいただきます。

- ※ 入会時か活動を開始する時に、預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書にご記入いただきます。

7. 心がけていただきたいこと

在宅高齢者ケアサービスは、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう市民の参加と協力によって行われている事業です。

お互いが気持ちよくやって行けるよう、次にあげるような点にご注意の上、ご利用いただくようお願いいたします。

- 協力会員も同じ会員です。協力会員へ呼びかけは名字（△△さん）でお願いしております。
- 協力会員の活動が決められた時間内で終わられるようご協力ください。
- 協力会員は、入会されていない方の洗濯、買い物、食事のしたく、掃除などはいたしません。同居の65歳以上のご家族がいる場合で、室内外の共有スペースの掃除や買い物、調理など共同生活に関わる活動をご希望の場合は、揃って利用会員としてご入会ください。
- 活動の中でかかる費用は、利用会員の実費支払いになります（例 買い物、通院時のバス・電車代など）。但し、食事代については協力会員の負担になります。
- 利用会員が留守の場合は、活動できません。また、留守宅に協力会員だけで入り、荷物を取ってくるような活動はお引き受けできません。



8. 特に守っていただきたいこと

○平成17年4月より「個人情報保護法」が施行されました。活動に入った家庭、個人のプライバシーは絶対に他に漏らしてはなりません。これは活動を辞めた後も同じです。

「生まれはどこですか?」「お子さんは?」などの話題は、相手が自発的に話してくれるのなら構いませんが、人によっては身上調査のようだと感じたり、詮索されていると感じたりする方もいます。

このことだけで〇〇さんの活動は遠慮したいと言われることもありますので十分注意しましょう。

○思想、信条、宗教、政治活動の勧誘に類する行為をしてはいけません。また、物品の販売・斡旋などについても固く禁じます。

皆さんそれぞれに自分の信じるものがあるかと思えます。たとえ善意から勧めたことであっても、活動が継続できなくなる原因になる場合がありますので、絶対にしないようお願いします。

○協力会員の住所や電話番号を聞いて、直接活動をお願いするような行為はご遠慮ください。

活動の連絡は必ず事務所をお願いします。直接頼まれると、その場では断りにくく、無理して対応してくれることがあるかもしれませんが、その後の活動の継続が難しくなる場合があります。

また、会員のご家族の迷惑になる場合もありますので、節度を持ってお願いします。

○協力会員との間で、立替払い、金銭貸借、お礼のやり取りなどはしないでください。

お金が絡むと、ほんのちょっとした額でも誤解や思い違いからトラブルになりがちです。

買い物の立替払いは、事前に取り決めた場合以外は、決して行なわないようお願いいたします。

また、お礼、お茶菓子や季節の挨拶などは固くお断りいたします。お礼をもらった方もお返しの心配をしなければならないなど、気詰まりになりがちです。

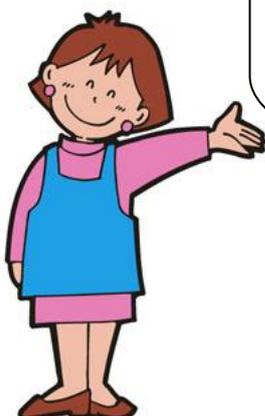
○活動内容は最初に取り決めた範囲でお願いします。

活動の内容や日程、時間の変更などがありましたら、ご面倒でも相談員までご連絡ください。

相談員が新しい活動の内容を伺い、今活動している方に頼めるのか、新たに他の方に入ってもらっていただくことが適当なのかななどを考慮して活動を調整させていただきます。

当日、急に活動内容の変更をしたり、打合せ時には無かった活動を頼まれると協力会員も困ります。

事務所を通さない活動は事故などが起こった時でも保険の対象とならず、活動を引き受けた側のみではなく活動を依頼した側も責任を問われることがありますのでご注意ください。



9. 活動内容について

活動を始める前に、利用会員・協力会員・相談員の三者で、活動の内容・範囲・方法などについて確認します。

＜ そ う じ ＞

- ・ 掃除の方法や使用する用具を一緒に確かめてください。
- ・ ゴミとして捨ててもいいものかどうか確認してください。
- ・ 特に念入りに掃除して欲しいところ、また、他人に入ってもらいたくない部屋、手をつけてほしくない場所など、事前に説明してください。



＜ せ ん た く ＞

- ・ 洗い方、干し方、たたみ方、場所などを説明してください。
- ・ 一緒に洗って欲しくないものの指示、ポケットの中のものを出しておくことも忘れずに。
- ・ 協力会員の中には肌荒れや手に傷があってゴム手袋を利用する方もいますのでご了承ください。

＜ 買 物 ＞

- ・ 買い物は利用会員のお宅に訪問してから行います。
- ・ 買ってくる物の銘柄やサイズ（数量）などをお伝えください。できればメモに書き出して協力会員に渡すとよいでしょう。

- また、欲しい品物がなかった時はどうするか。(他の銘柄・数量でも我慢するのか、買わないのか、など)事前にご指示ください。
- お金を預ける時は必ずお互いで金額を確認してください。
- 買ってきてもらったもの、つり銭と領収書、レシートは必ず受け取り、確認してください。



＜ 食 事 ＞

- 献立は、できるかぎりご自身で決めていただきたいと思います。
- 食材の切り方や調理器具はどれを使うのかなど、事前にご指示ください。
- 例えば「薄味」といってもイメージはそれぞれでかなり違います。味付けや好みを伝え、時に味見をしてください。
- 協力会員によっては得意でないもの、作ったことのないものもあるかもしれません。作り方を説明していただいても無理な場合は他のものに替えていただくようお願いいたします。

＜ 外出・通院の付き添い ＞

- ・ 外出に伴う交通費は利用会員の負担になります。
- ・ 通院・外出については行き先、交通手段、所要時間などについて詳しくご説明ください。
- ・ 介助の際に注意する点などをお互いで確認してください。
- ・ 診察室への同席はプライバシーに関わりますので、基本的にはご本人の意思表示が無い限り同席しないようにしています。

＜入院時の対応＞

- ・ 家族や近親者の援助が困難な時など、やむをえない場合は、病院内での洗濯や、入院時・入院中に必要な買い物などのご依頼をお受けする場合があります。
- ・ 交通費として本来の活動場所である利用会員宅から病院までの往復の交通費は利用会員の負担です。この交通費はその都度清算していただきます。

10. 事務手続きについて

【利用料の支払い】

利用料の支払いは、指定の預金口座振替で翌月27日に引落されます。（ご不明な点がございましたら事務所までご連絡ください。）

【口座振替】

毎月10日に広報誌「ねっとわ〜く」を発送するときに、利用料請求書を同封しますので必ずご確認ください。

【退会の連絡】

転居や家庭の事情などで活動が必要なくなった場合は、必ず事務所にご連絡ください。



1 1 . 会員の交流・学習会、登録の確認ほか

【会員の交流のために】

学習会や研修会、交流会などの活動は、会員同士が日ごろの体験や活動を通じての悩みを語り合える交流の機会として設けています。よりよい活動環境作りと会員相互の親睦を図るため、ぜひご出席ください。

【情報提供・お知らせについて】

学習会・交流会などこの事業に関する情報は、広報紙「ねつとわ〜く」によりお知らせします。

【会員登録の確認について】

会員登録は、年度ごとの更新となります。年度末に登録更新の確認書類をお送りしますので、ご確認の上、必ずご返送ください。

12. こんなときにはすぐに事務所に連絡を！

- 活動内容が事前に打ち合わせした活動内容と異なる場合
- 協力会員が約束の時間になっても来ない場合
- 活動日や活動時間を変更したい場合
- 会員がケガをした（ケガをさせた）場合
- 協力会員が誤って自宅の物品を破損した場合

※現場をそのままにして、すぐに相談員に連絡してください。

保険申請の可否などのため、状況確認にお伺いいたします。

- 悪質商法、振込み詐欺などの被害にあった場合または勧誘を受けている場合
- その他、判断に迷った場合など

※ その他、疑問点や相談、意見などがある場合もご連絡ください。

※ 保険の内容は、次ページの適用となります。